

航空自衛隊達第2号

改正 平成29年3月29日 航空自衛隊達第11号

特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する訓令（平成26年防衛省訓令第65号）第60条の規定に基づき、航空自衛隊における特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施に関する達を次のように定める。

平成27年1月6日

航空幕僚長 空将 齊藤 治和

航空自衛隊における特定秘密の取扱いに関する
適性評価の実施に関する達

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 適性評価の実施

第1節 実施体制（第2条）

第2節 適性評価対象者の選定（第3条－第4
条）

分類番号：D－10－102

作成年度：2014年度

保存期間：10年

枚数：7枚

保存期間満了時期：2025.3.31 開示判断：開示

第 3 節 適性評価対象者に対する告知及び同意
の取得（第 5 条－第 7 条）

第 4 節 調査の実施（第 8 条－第 10 条）

第 5 節 結果の通知（第 11 条－第 12 条）

第 6 節 苦情の申出とその処理（第 13 条）

第 7 節 適性評価実施後の措置（第 14 条）

第 3 章 適合事業者の従業者に対する適性評価（
第 15 条－第 16 条）

附 則

第 1 章 総 則

（趣 旨）

第 1 条 この達は、適性評価の実施に関し、必要な
事項を定めるものとする。

第 2 章 適性評価の実施

第 1 節 実施体制

（適性評価実施担当者の指名）

第 2 条 特定秘密の取扱いに関する適性評価の実施
に関する訓令（以下「訓令」という。）第 6 条に
規定する適性評価実施担当者は、航空幕僚副長、
航空幕僚監部運用支援・情報部長、航空幕僚監部

情報課長（以下「情報課長」という。）、情報保全室長及び情報保全室員とする。

第2節 適性評価対象者の選定

（名簿の提出）

第3条 特定秘密管理者補は、訓令第7条第1項に規定する候補者名簿を、適性評価実施責任者（情報課長気付）に上申するものとする。

2 特定秘密管理者補は、訓令第7条第2項に規定された事項については、適性評価実施責任者（情報課長気付）に通知するものとする。

（名簿の承認）

第4条 適性評価実施担当者は、訓令第8条第2項に規定する承認又は不承認について、候補者名簿を上申した特定秘密管理者補に通知するものとする。

第3節 適性評価対象者に対する告知及び

同意の取得

（評価対象者に対する告知）

第5条 前条により通知を受けた特定秘密管理者補は、防衛大臣の承認を受けた候補者名簿に記載さ

れた候補者に対し、適性評価実施担当者から取り次いだ告知書を手交するものとする。

（評価対象者の同意等）

第6条 前条に規定する告知書、訓令第10条第1項に規定する同意書、訓令第11条第1項に規定する不同意書及び訓令第12条第1項に規定する同意の取下書については、特定秘密管理者補が訓令第13条第1項に規定する質問票と共に特定秘密に係る評価対象者に交付するものとする。

（不同意書等の提出時の通知）

第7条 訓令第11条第1項に規定する不同意書又は訓令第12条第1項に規定する同意の取下書が提出された場合には、適性評価実施担当者は、不同意書又は同意の取下書を提出した評価対象者を候補者名簿に登載した特定秘密管理者補に適性評価が中止された旨通知するものとする。

第4節 調査の実施

（評価対象者による質問票の提出等）

第8条 適性評価実施担当者は、質問票の記入要領について、特定秘密管理者補を通じ必要な指導を

行うものとする。その際、適性評価実施担当者は、特定秘密管理者補が質問票の記載内容を知ることのないようにしなければならない。

- 2 特定秘密管理者補は、内容を確認することなく質問票等が入った封筒を取りまとめ、適性評価実施担当者に提出するものとする。

(上司等に対する質問等)

第9条 訓令第14条第1項に規定する調査票は、原則として評価対象者の上司が記入するものとする。

- 2 前項の調査票は、特定秘密管理者補を通じて、調査票を記入させる者に交付するものとする。
- 3 調査票を記入した者は、当該調査票を封筒に入れ特定秘密管理者補に提出するものとする。
- 4 前項の特定秘密管理者補は、当該調査票が入った封筒を取りまとめ、適性評価実施担当者に提出するものとする。

(手続の中止)

第10条 訓令第19条第1項に規定する適性評価の手続を中止した適性評価実施担当者は、当該適

性評価対象者を候補者名簿に登載した特定秘密管理者補に適性評価の процедуру中止した旨を通知するものとする。

第5節 結果の通知

（誓約書の提出）

第11条 訓令第22条第2項に規定する誓約書は、同条第1項の通知を受けた特定秘密管理者補が特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者に交付し、提出するよう求めるものとする。

2 前項の誓約書は、特定秘密管理者補が取りまとめ、特定秘密管理者（情報課長気付）に提出するものとする。

（特定秘密管理者への結果の通知等）

第12条 訓令第24条に規定する結果は、特定秘密管理者補に通知するものとする。

第6節 苦情の申出とその処理

（苦情受理窓口）

第13条 訓令第25条に規定する苦情受理窓口は、航空幕僚監部運用支援・情報部情報課情報保全室とする。

第 7 節 適性評価実施後の措置

（職員が法第 12 条第 1 項第 3 号に該当する可能性のある場合の措置）

第 14 条 特定秘密取扱職員の上司等は、訓令第 30 条第 1 項に規定する事情がある場合には、対象となる職員の氏名、職務の級又は階級、所属部署・職名、該当する内容、講じられた措置について速やかに情報課長に申し出るものとする。

第 3 章 適合事業者の従業者に対する適性評価

（適性評価実施担当者の指名）

第 15 条 訓令第 36 条に規定する適性評価実施担当者は、第 2 条に定める者とする。

（苦情受理窓口）

第 16 条 訓令第 49 条に規定する苦情受理窓口は、第 13 条に定める窓口とする。

附 則

この達は、平成 26 年 12 月 10 日から施行する。